

## 大和市公告第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和5年10月10日

大和市長 古谷田 力

### 1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 追加する部分

なし

#### (2) 削除する部分

大和市南林間六丁目、深見西二丁目並びに福田二丁目及び三丁目地内

#### (3) 変更する部分

下鶴間字甲一号、甲四号、乙二号、乙三号及び乙七号、大和市中心林間七丁目、中央林間西一丁目、二丁目及び五丁目、深見台一丁目、中央七丁目、福田五丁目、上和田字寺ノ上並びに福田字甲四ノ区、甲五ノ区及び甲七ノ区地内

### 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

### 4 縦覧期間

令和5年10月10日から同月24日まで(午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。